令和6年度 第2回環境保全審議会

泉大津市路上喫煙の防止に関する条例について

令和6年11月22日

・ 本日の説明内容

- 1. 請願書及びパブリックコメントと市の考え方
- 2. 路上喫煙の防止に関する条例(案)について
- 3. 今後のスケジュール

○請願書について

- 令和6年9月開会の泉大津市議会第3回定例会において、「たばこを吸われる方と吸われない方と共存できる社会の実現を求める請願」が採択されました。
 - ① 泉大津駅周辺以外で路上喫煙禁止区域を設ける場合は十分 な検証を行った上で判断すること。 また、路上喫煙禁止区域には分煙設備を設けること。
 - ② 国法と同様に一般自動車内等の私的な空間については制限を 設けることなく啓発推進すること。

また、子どもの周囲においては喫煙しないよう努めなければならないと、積極的に普及啓発すること。

○請願書について

たばこを吸われる方と吸われない方と共存できる社会の実現を求める請願書

請願趣旨

令和6年8月第1回泉大津市環境保全審議会において泉大津市路上喫煙の防止に関する 条例素案(以下「本条例(案)」という)が示されたと承知しております。本条例(案)に つきましては、たばこを吸われる方と吸われない方が共に快適に暮らせるようどちらか一 方に負担を強いるのではなく、双方が共存できる社会の実現が望ましいと考えております。 そこで、路上喫煙禁止区域の指定にあたりましては、十分な検証のうえ指定頂きたいと 考えます。

また、禁止区域内において、吸われない方の迷惑にならないよう周辺に配慮した形での 分煙設備を設けることにより、たばこを吸われる方、吸われない方双方にとってより実効 性のあるパランスのとれた社会のルールになると考えます。

また、本条例(案)に記載のある一般自動車内の内部の場所については、私的な空間且つ一時的な通過をするものであり、恒常的に存在するものではないことから、改正健康増進法(以下「国法」という)第40条第3項において適用除外とされています。

この事からも、一般自動車内部のような私的空間については、国法と同様に法令等で行動を定めるものではなく、分別のある行動をとるよう啓発を推進するべきと考えます。

また、子どもについては特段の配慮が重要であることから、たばこを吸われる方の社会 的な責任として子どもの周辺でたばこを吸わないことを積極的に普及啓発すべきであると 考えます。

つきましては、たばこを吸われる方と吸われない方の分断を招くことのないよう下記の 2点の対策について請願いたします。

請 願 項 目

1 泉大津駅周辺以外で路上喫煙禁止区域を設ける場合は十分な検証をおこなった上で判断すること。

また、路上喫煙禁止区域内には分煙設備を設けること。

2 国法と同様に一般自動車内等の私的な空間については制限をもうけることなく啓発を 推准すること。

また、子どもの周囲においては喫煙しないよう努めなければならないと、積極的に普 及啓発すること。

〇パブリックコメントの目的について

- 路上喫煙を防止することにより、市民等の身体及び財産への被害の防止、健康への影響の抑制並びにたばこの吸い殻の投棄の防止を図り、もって市民等の安全かつ安心で健康な生活の確保及びまちの美観の保全に寄与することを目的に、「泉大津市路上喫煙の防止に関する条例」の制定を目指しています。
- <mark>
 この素案</mark>を公表し市民から広く意見をいただく
 ためにパブリックコメントを実施しました。

〇募集期間

令和6年10月1日(火)~

令和6年10月31日(木)まで

〇募集方法

環境課への持参、郵送、ファックス、メールなど

〇閲覧場所

市ホームページ、市役所、図書館シープラなど

〇提出人数

23人 (内訳 市内13人、市外7人 不明2人、事業者1社)

〇意見提出件数

44件 (内訳 市内19件、市外14件、 不明4件、事業者7件)

〇第1条(目的)関係

<u>喫煙者が犯罪者であるかのような印象を与える恐れがある。</u>多くの喫煙者は適切な場所で喫煙を行っており、合法的な製品を購入し消費している市民です。条例の目的が路上喫煙による影響を防止することであるならば、<u>喫煙者を不当に扱うことなく、バランスの取れた表現が求められる。</u>

ほか、同様趣旨の意見4件

(内訳 市内2件、市外2件、事業者1件)

〇第1条(目的)関係

市の考え方

本条例の趣旨につきましては、喫煙行為自体を否定する ものではなく、一定の喫煙マナーにより、喫煙をする人とし ない人がお互いに心地よく安全かつ安心で健康な生活を送 っていただくことが重要だと考えております。

条例(素案)への反映方針

ご意見として受け止め、原案通りとさせていただきたいと 考えております。

〇第2条(定義)「路上喫煙」関係

運転中に車の窓を開けてたばこを吸うことが泉大津市全域で禁止されるという事に他ならないが、そもそも車の中はプライベート空間であり、国の法律でも車の中での喫煙は認められている。泉大津は私的な空間にまで条例で制限をかけるということの重大さを理解しているのか。車の中は窓を開ける開けないに関わらず、喫煙できる自由が保障されるべきであり、本定義から車内の定義を削除いただきたい。

ほか、同様趣旨の意見10件

<mark>(内訳 市内3件、市外5件、不明1件、事業者2件)</mark>

〇第2条(定義)関係

市の考え方

改正健康増進法の基本的な考え方のひとつに、子どもや 患者等は受動喫煙による健康被害が大きいことを考慮し、 こうした方々が主たる利用者となる施設や屋外について、 受動喫煙対策を一層徹底することとされております。

泉大津駅前ロータリーは、多くの学校が送迎バスの発着駅として利用していることとあわせて、泉大津駅周辺の商業施設には、市立図書館等があり、<u>多くの子どもが集まる場所であるため、車外へ煙がもれるような喫煙を規制したいと考えております。</u>

条例(素案)への反映方針

ご意見として受け止め、原案通りとさせていただきたいと 考えております。

〇第2条(定義)「子ども」関係

「児童虐待の防止に関する法律」とあるが、この定義 だと喫煙者=子どもを虐待していると捉えられかねない。 たばこは法律で認められており、そのたばこ税は市民 や子どもの生活のためにも活用されている。

市民に、喫煙者=子ども虐待を行っているという先入 観を植え付ける事になり、そのような危険な思想を市主 導で行われることは非常に恐ろしい。よって、この定義 付けには反対である。

<mark>ほか、同様趣</mark>旨の意見1件

(内訳 市内1件、市外1件)

〇第2条(定義)「子ども」関係

市の考え方

本条例では、子どもについて、喫煙による健康・身体への影響が大きく、自らの意思で受動喫煙を避けることが特に困難であるため保護の対象として、「児童虐待の防止等に関する法律」を引用しております。

また、大阪府こどもの受動喫煙防止条例においてもこ のように規定されております。

条例(素案)への反映方針

<mark>ご意見として</mark>受け止め、原案通りとさせていただきたいと 考えております。

〇第3条(市の責務)関係

喫煙者は市税を通じて市に貢献している市民である。 市民の健康を守ることは重要ですが、喫煙者の権利や ニーズにも配慮し、バランスの取れた条例を策定するこ とが望ましい。公共の喫煙場所の充足を進めることで、 喫煙者と非喫煙者の双方にとって快適な環境を整える ことが可能である。

ほか、同様趣旨の意見7件

<mark>(内訳 市内1</mark>件、市外2件、不明1件、事業者4件)

〇第3条(市の責務)関係

市の考え方

喫煙場所の整備については、<u>路上喫煙禁止区域の指定後の周辺への影響等を確認した上で、判断してまいります。</u>なお、路上喫煙禁止区域(予定)内に、商業施設により設置している屋外型の喫煙所につきましては、協議の上、商業施設内にブース型の喫煙所として再整備を行う予定です。

条例(素案)への反映方針

ご意見として受け止め、原案通りとさせていただきたいと 考えております。

〇第4条(市民等の責務)関係

「市民等は、路上喫煙をしないように努めなければなら ない」という条文に反対します。削除を要望します。合法 な商品であるたばこを吸う権利があるにも関わらず市全 域に努力義務を科すとは乱暴です。人口が密集する状 況での歩きたばこというのであればまだ理解できます。 市は喫煙者を排除したいのですか。市全域で努力義務 を科すのであれば喫煙者が納めているたばこ税で市全 域に等間隔で喫煙所を作ってください。喫煙所を作って も課題が出てきたというのであればまだ分かりますが、 市民に対し行動制限ばかり強いる市に不信感を覚える。 <mark>喫煙所を等間</mark>隔に作ることができないのであれば削除 すべき。

ほか、同様趣旨の意見1件 (内訳 市内2件)

〇第4条(市民等の責務)関係

市の考え方

本条例の趣旨につきましては、喫煙行為自体を否定する ものではなく、一定の喫煙マナーにより、喫煙をする人とし ない人がお互いに心地よく安全かつ安心で健康な生活を送 っていただくことが重要だと考えております。

条例(素案)への反映方針

条例の実行性を確保するため、「子どもの周囲において路 上喫煙をしないように努めなければならない。」に変更を行 いたいと考えております。

〇第6条(路上喫煙禁止区域の指定)関係

泉大津駅前だけではなく、市内の小中学校周辺、認定 こども園周辺も設定してほしい。特に就学前の子どもと 通園時に信号待ちなどで、前にいる人が歩きタバコをし ていると、煙が後に流れてきて、また、子どもの顔の高さ あたりに灰がとんできたりして、すごく嫌です。子どもをタ バコの煙から守ってほしい。

(内訳 市内1件)

○第6条(路上喫煙禁止区域の指定)関係 市の考え方

本条例の趣旨につきましては、喫煙行為自体を否定するものではなく、一定の喫煙マナーにより、喫煙をする人としない人がお互いに心地よく安全かつ安心で健康な生活を送っていただくことが重要だと考えております。

そのため、新たに路上喫煙禁止区域の指定を行う場合は、十分な検証を行った上で行って参りたいと考えております。

条例(素案)への反映方針

<mark>ご意見として</mark>受け止め、原案通りとさせていただきたいと 考えております。

〇第8条(路上喫煙の禁止)関係

「市民等は、子どもの周囲においては、路上喫煙をしてはならない」について、義務ではなく努力義務にすべきと考える。こどもの周辺で喫煙をしないよう大人の自覚があって初めて実現できうるものと考える。喫煙者個人の行動によるところが大きいため、大人への普及啓発が何より大切と考える。市民から違反者が出てしまうことより、意識改革を主とするため「路上喫煙をしないよう努めなければならない」とした上で、普及啓発を主軸とすることでこの条例の目的がはじめて達成できると考える。市の普及啓発に機体したい。

ほか、同様趣旨の意見4件

<mark>(内訳 市内</mark>2件、市外2件、不明1件)

〇第8条(路上喫煙の禁止)関係

市の考え方

子どもの周囲での路上喫煙の禁止について、「市内全域で実行性を担保出来るのか」や「「路上喫煙をしないよう努めなければならない」とした上で普及啓発を主軸とすることでこの条例の目的がはじめて達成できる」などのご意見を踏まえ、違反者に対する指導方法など、実効性についての検討を行った結果、実行性を確保することが困難であると考えております。

条例(素案)への反映方針

ご意見を踏まえ、義務ではなく努力義務とする方向で、原 案を変更したいと考えております。

〇第9条(指導)関係

路上喫煙の防止に関する条例では、先進的な東京都 の各区の条例を参考にすべきである。例えば、東京都 千代田区では、路上禁煙地区での喫煙には2,000円の 過料処分が課せられる。関係機関と区が合同でパトロー ルを定期的に行っており、令和5年度では、5,687人が過 料処分となっている。条例の厳しさは、そのまま住民の モラル向上、街の美化に反映している。市では、反則金 は厳しすぎるという意見もあると思われるが、東京都並 みの過料処分を含む条例がなければ、路上喫煙は無く ならない。注意喚起だけではなく罰則規定によってはじ めて効果が出る。

(内訳 市内1件)

〇第9条(指導)関係

市の考え方

本条例の主旨につきましては、喫煙行為自体を否定するものではなく、一定の喫煙マナーにより、喫煙をする人としない人がお互いに心地よく安全かつ安心で健康な生活を送っていただくことが重要だと考えております。

そのため、<u>罰則規定を設ける予定はございませんが、</u> 市ホームページ・広報紙等への掲載、啓発チラシの配布 等により、条例の周知・啓発を図ってまいります。

条例(素案)への反映方針

<mark>ご意見として</mark>受け止め、原案通りとさせていただきたいと 考えております。

〇その他

海外から来られた方が、日本の街は綺麗と言う話を聞きますが、自治会で実施する掃除の差異、何処が綺麗と恥ずかしくなる状態です。早く条例を制定して、少しでも早く綺麗な街になるよう心がけましょう。大賛成です。

条例など設定する必要があるのか。家庭内で喫煙されている方は、子どもに対しての配慮は、適切でしょうか。 一人一人のマナーが大切で条例を設定する必要はない。タバコだけではなく、ゴミのポイ捨て等も必要となる。全て個人の責任で実践すれば良いのでは。喫煙者の自覚の問題と責任では。

ほか、意見7件

(内訳 市内6件、市外2件、不明1件)

〇その他

市の考え方

市民の皆様からいただきましたご意見につきましては、 今後の市の路上喫煙の防止に関する施策の実施にあたり、ご参考とさせていただきます。

条例(素案)への反映方針 ご意見として承ります。

第4条(市民等の責務)

修正前	修正後
市民等は、路上喫煙をしないように努	市民等は、 <mark>子どもの周辺おいて</mark> 路上喫煙
めなければならない。	をしないよう努めなければならない。
	2 市民等は、他者の迷惑になる路上喫煙
	をしないよう努めなければならない。

第8条 (路上喫煙の禁止)

修正前	修正後
市民等は、路上喫煙禁止区域内におし	市民等は、路上喫煙禁止区域内におい
て路上喫煙をし <mark>てはならない。ただし、</mark>	て路上喫煙をしてはならない。ただし、市
市長が指定する場所においては、この®	長が指定する場所においては、この限り
りでない。	でない。
<mark>2 前項の規定にか</mark> かわらず、市内全域に	2 削除
おいて市民等は、 <mark>子どもの周囲において</mark>	-
路上喫煙をしては <mark>ならない。</mark>	

変更理由

条例(素案)8条の2項の規定により、子どもの周囲において は市内全域で路上喫煙を禁止といています。

路上喫煙には、窓を閉めずに車内喫煙をしている車両も含まれるため、規定により、窓を開けたまま車内で喫煙している者に対し、指導を行うことができることになりますが、<u>違反者に対する指導方法を検討した結果、実行性の確保が困難であるとの結論に至りました。</u>

そのため、8条の2項を削除し、4条に子どもの周囲に関する 規定を設ける変更を行っております。

なお、パブリックコメントでは、路上喫煙の定義から車内に関する規定の削除を求める意見がありましたが、泉大津駅周辺は、子どもが多く集まる場所であることから、原案のままとしました。



喫煙スペース



南海電気鉄道 利用者 24,739人/日 (2022年)

アルザTOWN 市立図書館、保育所 スクールバス

帝塚山学院泉ヶ丘中学校・高等学校 近畿大学泉州高等学校 大坂暁光高等学校 東大谷高等学校 桃山学院大学 桃山学院教育大学 など

泉大津市条例第 号

泉大津市路上喫煙の防止に関する条例(案)

(目的)

第1条 この条例は、路上喫煙を防止することにより、市民等の身体及び財産への 被害の防止、健康への影響の抑制並びにたばこの吸い殻の投棄の防止を図り、も って市民等の安全かつ安心で健康な生活の確保及びまちの美観の保全に寄与する ことを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
- (1) たばこ 健康増進法 (平成14年法律第103号) 第28条第1号に規定するたばこをいう。
- (2) 喫煙 健康増進法第28条第2号に規定する喫煙をいう。
- (3) 路上喫煙 道路等(道路等を管理する権限を有する者が喫煙のために設置し、 又は設置を許可した設備が設けられた場所を除く。)において、喫煙し、又は火 のついたたばこを所持することをいう。ただし、道路交通法(昭和35年法律 第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車(同法第3条に規定する大 型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。)の車内において、当該自動車の外に 喫煙によるたばこの煙が流出することなく、当該行為を行うことを除く。
- (4) 道路等 市内の道路及びその他公共の用に供する場所 (室内及びこれに準ずる環境にあるものを除く。) をいう。
- (5) 市民等 市民及び市の区域内に滞在し、又は市の区域内を通過する者をいう。
- (6) 事業者等 市内で事業活動を行う者及びこれらの者で組織される団体をいう
- (7) 子ども 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条 に規定する児童をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、路上喫煙の防止に必要な施策を実施するものとする。

2 市は、市民等又は事業者等が行う路上喫煙の防止に関する活動に対し、必要な支援を行うものとする。

(市民等の青務)

- 第4条 市民等は、子どもの周囲において路上喫煙をしないよう努めなければならない。
- 2 市民等は、他者の迷惑になる路上喫煙をしないよう努めなければならない。
- 3 市民等は、互いに協力して路上喫煙の防止のための活動に取り組むとともに、 前条第1項の規定により市が実施する施策に協力するよう努めなければならない (事業者等の責務)
- 第5条 事業者等は、路上喫煙の防止のための活動に取り組むとともに、第3条第 1項の規定により市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(路上喫煙禁止区域の指定)

- 第6条 市長は、必要があると認めるときは、路上喫煙を禁止する区域を路上喫煙 禁止区域として指定することができる。
- 2 市長は、前項の規定により路上喫煙禁止区域を指定したときは、その旨を告示する。

(路上喫煙禁止区域の指定の変更等)

- 第7条 市長は、必要があると認めるときは、路上喫煙禁止区域の指定を変更し、 又は解除することができる。
- 2 前条第2項の規定は、前項の規定による路上喫煙禁止区域の指定の変更又は解除について準用する。

(路上喫煙の禁止)

- 第8条 市民等は、路上喫煙禁止区域内において路上喫煙をしてはならない。ただし、市長が指定する場所においては、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、市内全域において市民等は、子どもの周囲において 路上喫煙をしてはならない。

(指導)

第9条 市長は、前条の規定に違反した者に対し、 できる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

- この条例は、令和7年7月1日から施行する。
 (準備行為)
- 2 第6条に規定する路上喫煙禁止区域の指定に関し必要な行為その他この条例の 施行に必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

3. 今後のスケジュール

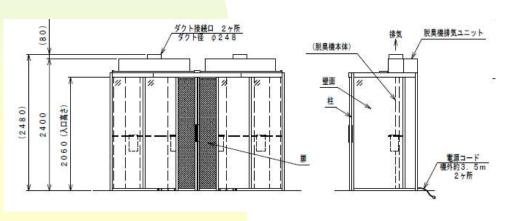
- 令和6年8月 第1回環境保全審議会
- 令和6年10月 パブリックコメントの実施
- •令和6年11月 第2回環境保全審議会
- •令和6年12月 答申(書面決議)
- ·令和7年3月 令和7年第1回定例会
- •令和7年7月 条例施行

3. 今後のスケジュール

喫煙ブース イメージ









3. 今後のスケジュール

路上喫煙禁止区域看板 イメージ

